

（中間法人法第百五十二条の規定による非訟事件手続法の規定の技術的読替えに関する政令の一部改正）

第三十一条 中間法人法第百五十二条の規定による非訟事件手続法の規定の技術的読替えに関する政令（平成十四年政令第八十号）の一部を次のように改正する。

本則の表第百二十六条第一項の項中「第二十二、二十条第二項」の下に「第二、二十四条ノ五第一項」を加え、同表第百三十九条第四号の項中「株式会社ノ取締役」の下に「執行役」を、「代表取締役」の下に「代表執行役」を加える。

（社債等の振替に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条 社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第百九十七條第一項（同法第二百九十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告

第五号中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次の次の一号を加える。

二 法第六十五條の二の規定による通知

（資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の表第百二十六條第一項の項中「第二、二十、二十条第二項」の下に「第二、二十四条ノ五第一項」を加え、同表第百三十八條ノ十四において準用する第百三十五條ノ六十二の項中「第四百三十三條二」を「第四百三十三條第二項二」に、「第四百三十六條二」を「第八十七條第一項二」に、「第四百六十六條二」を「同法第四百三十三條第二項」に改め、同表第百三十九條第四号の項を次のように改める。

第百三十九 条第四号	執行役、監査役、 代表取締役、代 表執行役若クハ 清算人又ハ有限 会社ノ取締役、 監査役若クハ	監査役又ハ

附 則

（施行期日）

1 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

2 （罰則の適用に関する経過措置）
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、第十六条の規定による改正後の証券取引法施行令第二十八條から第二十九條の二までの規定及びこれらの規定に係る罰則の適用については、破産法（以下「新破産法」という。）附則第二条の規定による廃止前の破産法（大正十一年法律第七十一号、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）又は整備法第五条の規定による改正前の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の規定による破産の申立ては、新破産法の規定による破産手続開始の申立てとみなす。

内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 麻生 太郎
法務大臣 南野知恵子
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 中山 成彬
厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宜伸
経済産業大臣 中川 昭一
国土交通大臣 北側 一雄

通関業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年十月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百十九号

通関業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「東予市」を「西条市」に改める。

附 則

この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。

財務大臣 谷垣 禎一
内閣総理大臣 小泉純一郎

確定給付企業年金法附則第二十八條第一項の政令で定める額等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年十月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百二十号

確定給付企業年金法附則第二十八條第一項の政令で定める額等を定める政令の一部を改正する政令

改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の施行に伴い、並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八條第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

確定給付企業年金法附則第二十八條第一項の政令で定める額等を定める政令（平成十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

確定給付企業年金法附則第二十八條第二項の政令で定める額等を定める政令

第一条の見出しを「（掛金納付月数の通算に係る額）」に改め、同条中「附則第二十八條第一項の額」を「附則第二十八條第二項の額に改め、得た額」の下に「のうち、同条第二項に規定する引渡金額の範囲内で最高の額」を加え、同条第一号中「に法附則第二十八條第一項に規定する」を「（その金額に同じ同表の下欄に定める月数が、法附則第二十八條第一項に規定する退職金共済契約の被共済者となった者の適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であった期間の月数を超えないものに限り、）に当該」に改める。

第二条中「附則第二十八條第一項」を「附則第二十八條第二項」に改める。
本則に次の一条を加える。
（残余の額を有する場合の退職金の額の算定に係る利率）

第三条 法附則第二十八條第三項第一号の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第八条に規定する利率とする。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第二条関係）

金 額	月 数
一、〇一〇円	一月
二、〇三〇円	二月
三、〇六〇円	三月
四、一一〇円	四月
五、一六〇円	五月
六、二三〇円	六月
七、三二〇円	七月
八、四一〇円	八月
九、五二〇円	九月
一〇、六四〇円	一〇月
一一、七八〇円	十一月
一二、八九〇円	十二月
一三、九六〇円	一三月
一五、〇四〇円	一四月
一六、一三〇円	一五月
一七、二三〇円	一六月
一八、三三〇円	一七月
一九、四三〇円	一八月
二〇、五三〇円	一九月
二一、六五〇円	二〇月
二二、七八〇円	二一月
二三、八九〇円	二二月
二五、〇二〇円	二三月